

秋田県週休２日制工事に関する農業農村整備運用

(令和元年６月２７日整－７６５)

秋田県週休２日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における農業農村整備運用を次のとおり定める。

第２条関係（定義）

- １ 要綱第２条（１）の「週休２日」について、本運用では「現場閉所による週休２日」と読み替えるものとする。
- ２ 要綱第２条（１）①の「完全週休２日（土日）」及び、同条（２）①の「完全週休２日交替制」について、本運用では「週単位の週休２日」とし、それぞれ以下のとおり読み替えるものとする。

（１）現場閉所による週休２日

①週単位の週休２日

対象期間の全ての週において、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。１週間とは月曜日から日曜日までの期間を基本とし、土日以外の現場閉所を行った場合でも週単位の週休２日を達成しているとみなす。

なお、休日に加えて受注者自らが休日以外にも現場閉所を行うことは可能とする。ただし、受注者の責によらず休日に現場閉所できない場合は、休日に代わる現場閉所日（以下、「振替休日」という。）を指定するものとする。

また、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる場合は、「完全週休２日（土日）」を達成した工事として要綱第５条に基づき工事成績を評価する。

（２）交替制

①週単位の週休２日交替制

対象期間において、全ての週で休日率が２８．５％（２日／７日）以上の状態をいう。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週７回の夜間のうち、週２回の夜間で休日を取得していれば、週単位の週休２日を達成しているとみなす。

- ３ 要綱第２条（２）の「現場作業等」には、現場事務所等での事務作業を含むものとする。

- ４ 要綱第２条（２）の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

【現場閉所困難工事の例】

- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事又は工程を含む工事等（営農活動、交通規制等で完成・現場引渡し時期の制約がある工事）

- ５ 要綱第２条（３）の「別に定める期間」とは、次の①から④の期間とする。

①工場製作を含む工事において、工場製作のみを実施している期間

- ②工事全体を一時中止している期間
 - ③年末年始休暇分として6日間、夏季休暇分として3日間
 - ④余裕期間設定工事において、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間
- 6 要綱第2条（3）の「対象期間」について、受注者の責によらない災害対応、現場条件・気象条件の変化等により週休2日の確保が困難と予想される場合は、受発注者間で協議し、やむを得ず施工を行わざるを得ない場合は、現場閉所による週休2日または交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。
- 7 前項に関して、やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合であっても、必要最小限の期間とし、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

【受注者の責によらない現場条件・気象条件等の具体例】

- ・ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象
- ・ 工事用地等の確保ができず、施工できない場合
- ・ 設計図書と実際の施工条件の不一致又は設計図書の不備等が発見され、施工を続けることが不可能となる場合（工法や仮設計画の見直しのための工事の中断を含む）
- ・ 文化財調査、反対運動等の外的要因により、施工ができない場合
- ・ 関連工事との調整により施工ができない場合
- ・ 発注者が想定している降雨、猛暑日等の日数を上回る場合

第3条関係（休日）

- 1 現場閉所による週休2日に取り組む場合は、毎月の履行報告書（別紙2－1）に勤務状況確認表（別紙2－2）を添付して提出させるものとし、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。
- 現場閉所による週単位の週休2日において、最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了となるため、工事完成日の翌日以降を休日とし、「週単位の週休2日」及び「完全週休2日（土日）」を達成したものとみなす。
- 2 交替制に取り組む場合は、毎月の履行報告書（別紙3－1）に休日状況確認表（別紙3－2）を添付して提出させるものとし、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。
- 交替制による週単位の週休2日において、最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了となるため、工事完成日の翌日以降を休日とし、「週単位の週休2日交替制」及び「完全週休2日交替制」を達成したものとみなす。
- 3 週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- 4 要綱第3条第1項における休日作業日及び振替休日の届け出については、休日作業日の前日までに任意様式またはメール等で監督職員へ届け出ることを原則とする。

第4条関係（対象工事及び発注方式）

1 要綱第4条第1項の「週休2日に適さないと判断した工事（別に定める工事）」とは、次のいずれかに該当する工事とする。

①製作・据付工事等の現場施工が4週間未満の工事
（週休2日制工事の指定の解除）

2 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制及び交替制工事の現場が被災した場合や、週休2日及び交替制を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。
（発注方式の指定）

3 要綱第4条第3項の「別に定めるところ」とは次のとおりとする。

①農業農村整備工事については、「発注者指定型」による発注を原則とする。

②現場閉所困難工事については、①によらず、「受注者希望型」での発注ができるものとする。なお、発注者は特記仕様書に、週休2日制工事であること（発注者指定型又は受注者希望型）を明示するものとする。記載内容は別紙1のとおりとする。

◎：原則、○：選択

分類 選択要件	指定の有無	週単位の週休2日 （現場閉所による 週休2日）	週単位の週休2日 （交替制）
現場閉所が 可能な場合	発注者指定型	◎	—
現場閉所が 困難な場合	受注者希望型	○	○

第5条関係（工事成績評定）

1 週休2日不履行については、施工計画書に添付されている工程表にて判断し、契約時に提出する工程表では判断しないものとする。

2 要綱第5条の【完全週休2日（土日）評価対象項目】「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。」について、要綱第3条第1項に基づき休日作業日及び振替休日を監督職員に届け出ている場合は、②の対象に含めるものとする。また、③についても同様とする。

3 要綱第5条の【完全週休2日交替制評価対象項目】「②施工計画書に定めた基本方針のとおり、休日の確保を行っている。」について、「施工計画書に定めた基本方針」とは、交替制による休日確保のためのルール・仕組みを計画するものであり、対象者や交替勤務のルール、情報共有の方法などを明記したものである。また、③についても同様とする。

第6条関係（工期変更）

1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。

2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

第7条関係（工事費の積算）

- 1 農業農村整備工事における積算は、各経費への補正を行わない。

第8条関係（その他）

- 1 週休2日制工事の実施においては、余裕を持った工期設定を行うものとする。
- 2 施工計画書及び実施工程表については、発注方式が発注者指定型の場合は現場閉所による週休2日を、受注者希望型の場合は現場閉所による週休2日または交替制を考慮したものを提出させるものとする。
- 3 各種参考様式（別紙2-1、2-2、3-1、3-2）については契約後、監督職員から現場代理人に提供するものとする。

附 則（令和元年6月27日整-765）

この通知は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和2年2月14日整-2129 一部改定）

この通知は、令和2年3月1日から施行する。

附 則（令和2年5月7日整-280 一部改定）

この通知は、令和2年5月10日から施行する。

附 則（令和2年9月10日整-1002 一部改定）

この通知は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年6月1日整-477 一部改定）

この通知は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和3年9月21日整-1099 一部改正）

この通知は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月11日整-2381 一部改正）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日整-2522 一部改正）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月15日整-1234 一部改正）

この通知は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日整-2628 一部改正）

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月19日整-1143 一部改正）

この通知は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年4月18日整-198 一部改正）

この通知は、令和6年5月1日から施行する。

附 則（令和6年8月26日整-1050 一部改正）

この通知は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年9月12日整-915 一部改正）

この通知は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和８年９月９日整－７７９ 一部改正）
この通知は、令和８年１０月１日から施行する。